

甲賀市立多羅尾小学校
いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

甲賀市立多羅尾小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめの防止	- 2 -
(2) いじめの早期発見.....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) パソコンやスマートフォンを利用したいじめや性的ないじめの対応.....	- 4 -
(5) 家庭・地域等の役割	
《保護者》	- 4 -
《子ども》	- 4 -
《市民等》	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 4 -
(1) 重大事態の意味.....	- 4 -
(2) 教育委員会または学校による調査.....	- 5 -
7. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 7 -
多羅尾小ストップいじめアクションプラン	- 9 -

甲賀市立多羅尾小学校 いじめ防止基本方針

令和8年（2026年） 4月1日改訂
甲賀市立多羅尾小学校長

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

本校は、1区1校の小学校である。そのため、小学校が地域の中核となっている。子どもは地域の宝として地域が子どもを育てる風土があり、いじめが行われることがないよう地域と共に安心して学校生活を送れる学校を形成していかなければならない。

2. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、判断するものとする。

3. いじめの禁止

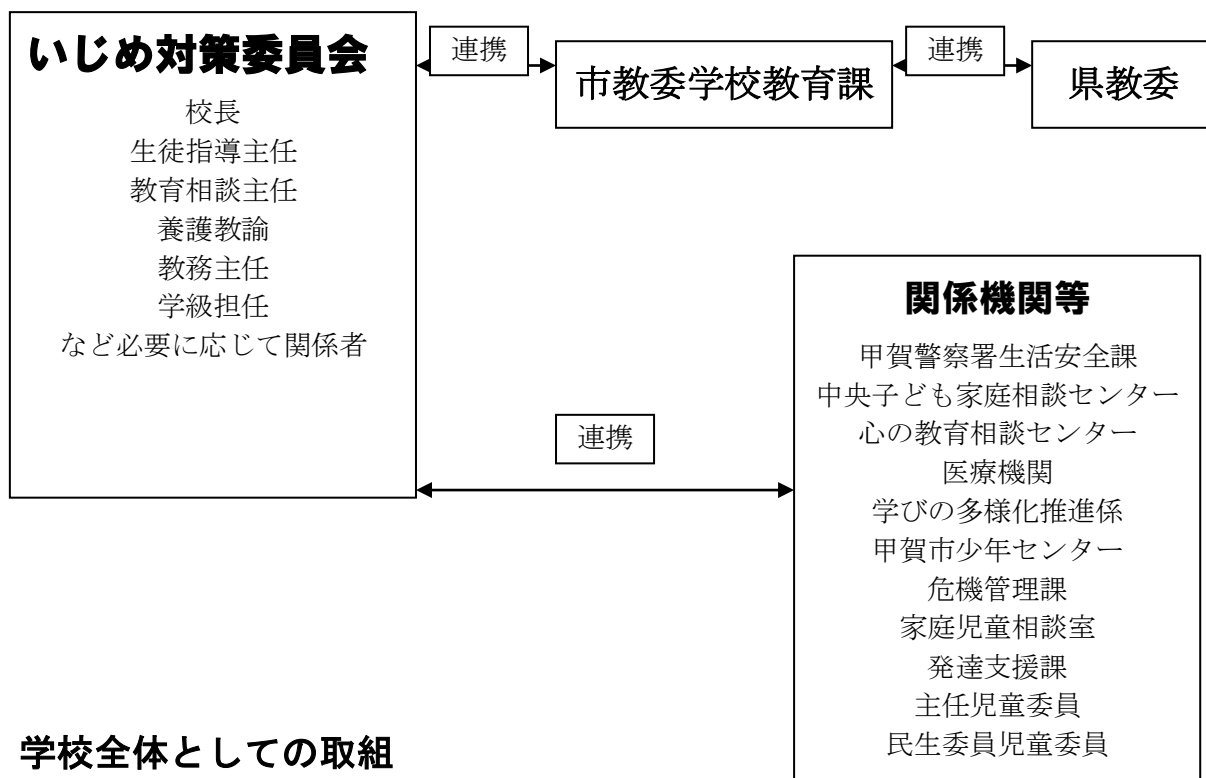
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにはいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎生徒指導体制



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめの防止

いじめの防止のためには、児童生徒が、いじめに向かわない態度・能力を育成することが重要である。学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実や、グループによる積極的な活動、幅広い体験活動、読書活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、他者の気

持ちを理解できる豊かな情操を培うことが大切である。また、自他の意見の相違があっても、互いの考えを理解し合いながら建設的に調整し、解決していける問題解決能力を育てること、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の磨きを、日常の教科学習や具体的な生活場面で意図的・計画的に指導する。

学校基本方針に基づき作成する。「ストップいじめアクションプラン」の進捗管理を行い、いじめ防止の取組を進める。

- ① 道徳教育や人権教育の充実
- ② わかる授業づくり
- ③ 対話を通じたコミュニケーション能力の育成
- ④ 自尊感情の育成
- ⑤ 体験活動の充実
- ⑥ 児童生徒の主体的活動の推進

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員の目につきにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけ合いなどの様相で表れたりすることが多いことを心しなければならない。常に、いじめではないかとの視点でその言動をとらえ些細な状況であっても、早い段階から当該児童生徒に的確に関りを持つことが大切である。

- ① 児童生徒理解
- ② 信頼関係の構築
- ③ 相談活動の充実
- ④ 校外関係機関との連携

(3) いじめへの対処

① 基本的な対処

いじめの発見・通告を受けた場合には、特定の教職員が対応するのではなく、速やかに学校組織で情報を共有し、今後の対応の協議・決定を経て、教職員全員の共通理解のもと、学校をあげて被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとの姿勢を堅持しながら、組織的な対応を行う。

② 実態把握

学校組織の方針に従って、被害・加害児童生徒、並びに当該行為に加わっていた、もしくは目撃していたと思われる児童生徒等からの事実確認を行う。その際、先入観をもつことなく児童生徒の話を聴き、児童生徒の思いを確認することを最優先とし、その思いを共感的に理解することに努める。

③ 児童生徒への指導と保護者との連携

事態の解明に向けての児童生徒からの聴取等と並行して、学校は、被害児童生徒が安心して登校し、学習等の活動に参加できる環境の確保を行う。また、状況に応じて外部専門家の協力を得ることも検討する。

④ 継続した指導

いじめの解決は加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪で終わるものではない。被害児童生徒や加害児童生徒はもちろん、他の児童生徒を含む全員が、当該事案を通して健全な人間関係や集団活動を取り戻し、成長した姿で新たな活動に踏み出すことにつながなければならない。

いじめが解決したと思われる場合も、継続して観察等を行い、その言動に十分な注意を払い、必要に応じて、迅速かつ適切な支援を行う。

(4) パソコンやスマートフォンを利用したいじめや性的ないじめの対応

パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめは、他者の目に触れにくく、発見が困難である。

学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性等についての理解が進むよう、計画的に講演会等を開催したり学校広報等で啓発したりすることで、保護者と連携・協力し、両方で指導に当たることが重要である。

(5) 家庭・地域等の役割

①保護者の役割（条例第6条関係）

保護者は、子どもの養育に第一義的な責任を有することを認識するとともに、どの子どももいじめの加害者にもなりうることを意識し、日ごろからいじめに加担しないよう指導に努め、また、子どものいじめ被害など悩みがあった場合は隠さず、周囲の大人に相談するよう働きかけておくことが大切である。

また、子どもの言動、表情、態度の変化に注意を払い、いじめを発見したり、いじめの可能性が疑われたりするときは、速やかに学校や教育委員会、関係機関に相談・通報することも大切である。

さらに、いじめ防止にかかる学校の取組を理解するとともに、地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努め、保護者の立場からいじめ防止をめざし協働して取り組むことが求められる。

②子どもの役割（条例第7条関係）

自らの目標に向かって何事にも全力で取り組むとともに、他者を思いやり、自らも主体的にいじめのない風土づくりに取り組むことが大切である。

また、いじめを見聞した時は、加害者や被害者に声をかけることや、友だちや周囲の大人に積極的に相談するよう努めなければならない。

③市民等の役割（条例第8条関係）

市民等は、子どもたちが地域行事や活動に主体性をもって参加できる機会を提供するとともに、子どもたちが安心・安全に活動できる環境を整えることに努めなければならない。

また、いじめを見聞したときは、加害者や被害者に声をかけることや、友だちや周囲の大人に積極的に相談するよう努めなければならない。

6. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」に従って適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

重大事態とは法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとする。

ア「生命、心身又は財産に重大な被害」（同項第1号）について

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

イ「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」（同項第2号）について

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

※ 法第28条第1項

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

（2） 教育委員会または学校による調査

① 重大事態の報告

市立学校で重大事態が発生し、認知した場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は市長に事態発生を報告する。

② 調査の主体

重大事態にかかる調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。

③ 調査を行うための組織

ア 学校の設置者が調査主体となる場合

イ 学校が調査主体となる場合

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査によって行われる「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

⑥ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から市長に報告する。（学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告）

⑦ その他の留意事項

法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解されたにすぎない場合には、法第28条第1項の調査として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

7. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施にあたっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価する。

(2) 基本方針の見直し

本基本方針は、国又は県の基本方針の見直しがあった場合、又は、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立多羅尾小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ○いじめストップ取り組み提案(児童集会) ■教育相談週間 □「多羅尾小のストップいじめアクションプラン」について保護者総会で説明	◇学校運営協議会
5月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■人権の日	○◇多羅尾区体育体会 △親子読書
6月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■人権の日	△親子活動
7月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■人権の日	◇学校運営協議会
8月		
9月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■教育相談週間 ■人権の日	◇学校運営協議会
10月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■人権の日	△親子読書
11月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ■人権の日	
12月	○生活目標提案(児童会→全校)、月末に振り返り ○いじめ防止他人権に関する学習 ■人権の日 ●校内人権週間 ●親子人権学習 ○人権標語の取組	◇学校運営協議会 ▲親子人権学習

1 月	○生活目標提案（児童会→全校）、月末に振り返り ■人権の日	△親子読書
2 月	○生活目標提案（児童会→全校）、月末に振り返り ■教育相談週間 ■人権の日 □全校学習参観（道徳科授業公開）	△親子活動 ◇学校運営協議会
3 月	○生活目標提案（児童会→全校）、月末に振り返り ■人権の日	
年 間 を 通 し て	□全校朝の会（児童・職員 当番輪番制） □朝の会生徒指導の話（月1回） □日記等（担任） ■子どもを語る時間 （共通理解のため 毎週打ち合わせ内で） □児童カルテ作成（支援必要児童） □心・体づくり部会（毎月1回） □教育相談、支援児童へのかかわりなどの研修会 □オペレッタの活動を通じた優しさ、たくましさ、表現力、コミュニケーション能力等の育成 ○誕生日会（全校朝の会）	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）

多羅尾小ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

甲賀市立多羅尾小学校

めざすがた

いじめをしない、させない、見逃さない学校～お互いを認め合い、全校がひとつになれる学校～

子どものアクション

家庭や地域と連携したアクション

- いじめのない明るく楽しい学校づくりを進める
 - ・全校での朝の会（全児童司会）
 - ①人権の日の話（毎月1回）
全職員輪番制
 - ②学習発表
全児童（よいところ一言感想）
 - 児童会によるいじめ根絶運動を推進する
 - ・本部委員会による取組
 - 集団づくり
全校活動（児童会活動・運動会など）
休み時間の集団遊び

- ・PTA 総会やPTA 研修などでのプラン説明
- ・人権に関するPTA 研修会の実施
- ・学校運営協議会でいじめ問題に関する協議
- ・アンケート調査実施

教職員のアクション

- 「いじめを絶対許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める
 - ・「いじめを絶対許さない！ いじめられている人を守り通す！」姿勢の共通理解を図る。
 - ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を積極的に開催する。
- いじめを生まない土壌づくり
 - ・児童が互いの良いところをみつけ合い、認め合える関係づくりをすすめる。
- こどものSOSを見逃さない（早期発見）
 - ・朝、休み時間、昼食時等において子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
 - ・全職員であたる、組織的な教育相談体制。
 - ・子どもを語る場（毎週打ち合わせ等）の設定→共通理解。
 - ・子どもと語る場「あのね週間」（学期1回）の実施→共通理解（担任及び担任外）。
- いじめアンケートの実施
 - ・いじめに関するアンケート（「心のふりかえり」）の実施→いじめの早期発見。

現状（課題）

- ・少人数のため子どもの実態を把握しやすいことを強みに、子どものSOSを見逃さないよう、意識してアンテナをはっておく必要がある。
- ・校内研修等により、常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。
- ・児童数が少なく人間関係が固定化してしまう弊害を打破し、ICTを活用した遠隔授業や集合学習等により共に生きていく意識（共生感）を高める働きかけをしていくことが必要である。